

【令和5年度追加募集】
福祉施設・医療機関等申請用

(様式第1号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付申請書

令和5年9月8日以
降の日付

令和5年9月8日

山梨県知事 殿

(申請者)

保育施設・児童福祉施設等

(該当する場合はチェック)

郵便番号 400-8501

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職 理事長

代表者の氏名 山梨 太郎

申請要領P5にある保育施設等、
児童福祉施設に該当する申請者
の場合、チェックボックスにレ
点

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、
次のとおり事業計画について関係書類を添えて提出します。

なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

1 補助対象経費及び補助金申請額等

(1) 補助対象経費 金 2,100,000円

(2) 補助金申請額 金 1,575,000円

(3) 事業実施期間

交付決定通知日又は事前着手届記載の着手予定日から令和6年2月10日まで

※上記期間内に発注、契約、工事、支払等の全ての事務を完了させ、令和6年2月10日まで
に実績報告書を提出する必要があります。

補助対象経費のみを記入

(設置費、設計費、工事費のみとし、消費税及び
地方消費税等の補助対象外経費を除く)

2 実施する内容

(別紙) 事業計画書のとおり

補助対象経費の2/3または3/4以内を記入(千円未満切捨)
省エネ 下限額25万円~上限額300万円
再エネ 下限額100万円~上限額600万円
(補助金の下限額、上限額にご注意ください。)

1. 申請者連絡先 (申請者と同じ法人に属する担当者で、平日9~17時に連絡が取れること)

※申請の担当をする者を記入

所属・役職：事務局長

氏名：山梨 次郎

固定電話：055-223-0000

携帯電話：090-1111-2222

FAX：055-223-1111

E-mail：yamanashi@pref.yamanashi.lg.jp

2. 設備に関する連絡先 (平日9~17時に連絡が取れること)

※設備など技術的なことを担当する者(設備業者でも可)を記入

所属・役職：〇〇工務店 代表

氏名：甲府 一郎

電話：090-2222-3333

E-mail：kofu@city.kofu.lg.jp

(添付様式第1-1号)

事業計画書

1 事業者の概要

事業者名 ※1	社会福祉法人 山梨〇〇会		
住所 ※1	甲府市丸の内 1-6-1		
設立（開業）年月日	平成 10 年 4 月 1 日		
第1次申請の交付決定日及び番号※2	令和 4 年 12 月 28 日付け	健長 障害 ・ 医 衛薬 子政 ・ 子福	第 1 2 3 4 号
第2次申請の交付決定日及び番号※2	令和 5 年 2 月 25 日付け	健長 障害 ・ 医 衛薬 子政 ・ 子福	第 3 4 5 6 号
令和5年度申請の交付決定日及び番号※2	令和 年 月 日付け	福保総 ・ 健長 障害 ・ 医 衛薬 子政 ・ 子福	第 号

※1 事業者名、住所、補助金額等は公表項目となります。

※2 令和4年度の第1次・第2次申請、令和5年度申請の交付決定を受けている事業者は、交付決定日及び番号を記入してください。変更交付決定を受けている場合は、当初の交付決定日及び番号を記入してください。

税抜の補助対象経費の金額を記入

補助金額を記入

2 補助申請額

(単位:円)

補助事業	補助対象経費の合計額	交付申請額
省エネ設備導入	2,100,000	1,575,000
再エネ設備導入		
合計	2,100,000	1,575,000

3 資金調達内訳

(単位:円)

事業費の総額	補助金	自己資金	借入金	その他
3,500,000	1,575,000	1,925,000		

※ 事業費の総額は、補助対象外経費や消費税等を含めた設備導入に要する総額です。

4 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳

補助対象事業所の名称		○×の家		開設年月	H3年4月
補助対象事業所の所在地		甲府市丸の内2-3-4			
省 工 ネ 設 備	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	LED照明器具	○○○・ABC-123 他	10	500,000
	2	電気式パッケージエアコン	○○○・DEF-456	2	1,600,000
	3				
				12	2,100,000
補助金の額(千円未満切り捨て) 補助対象経費の2/3または3/4以内、 上限3,000,000円、下限250,000円 ※					1,575,000
再 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	自家消費型太陽光発電設備			
	2	定置用蓄電池			
	合計				
補助金の額(千円未満切り捨て) 補助対象経費の2/3または3/4以内、 上限6,000,000円、下限1,000,000円 ※					

ここでの例は、申請要領 P5 の施設区分が「高齢者施設」のため、補助率 3/4 で計算。

※ 補助金の額は、区分ごとに合計した補助対象経費に、補助率(2/3または3/4)を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。

※ 設備の機種名や型式等の記入情報が掲載されているカタログ等を提出する際は、カタログ等で参照した箇所をマーカー等で明示してご提出ください。

複数事業所を申請する場合は、「4 補助事業対象事業所における更新・新設設備の内訳」を追加

5 事業内容

<p>(1) 取組の概要（テーマ） 既存設備の更新による収益の改善</p>
<p>(2) 事業所の概要（300文字程度） 当法人は、平成10年4月に設立し、平成31年4月に〇×の家を開所した。当該事業所は甲府市住民を中心に短期入所サービスを提供する定員20名、職員15名の事業所である。</p>
<p>(3) 現在の原油価格、物価高騰等による経営への影響について（300文字程度） 物価高騰の影響により、衛生物品や食料にかかる経費が増大している。さらにウクライナ情勢等に伴い、電気代の高騰によって、既存事業の収益が悪化しており、経費削減を行う必要が生じている。</p>
<p>(4) 本事業における具体的な取組内容（300文字程度） 既存設備の電気消費量などを調査したところ、空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新することで、現在の電気料金水準が継続した場合、年間40万円の電気代の削減が見込まれる。また、消費電力が約30%削減されることが見込まれる。 そのため、空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新することにより、特に影響の大きい電気代の削減を図る。</p>

6 事業効果

【省エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費（A）	2,100,000 円	「4 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	1,575,000 円	「4 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
既存設備の年間エネルギーコスト実績額（B）	1,000,000 円/年	直近1年間のエネルギーコストの実績額（税抜）
導入設備の年間エネルギーコスト見込額（C）	600,000 円/年	導入後1年間のエネルギーコストの見込額（税抜）
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（D）	400,000 円/年	(B) - (C)
耐用年数（E）	15 年	法定耐用年数（処分制限期間）
設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（F）	6,000,000 円	(D) × (E)

【再エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費（H）	円	「4 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	円	「4 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（I）	円/年	年間エネルギーコストの削減見込額
耐用年数（J）	年	法定耐用年数（処分制限期間）
設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（K）	円	(I) × (J)

- ※ 設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額については、設備事業者等へご相談のうえご記入ください。
- ※ 審査において、金額等の算出根拠資料の提出を求める場合があります。万が一、年間エネルギーコスト削減見込額が申請者の事業実態（設備の稼働状況等）と大きく異なる場合は、不交付決定とすることがあります。
- ※ (B)、(C)、(D) (E)、(F) について、異なる設備区分を併せて申請する場合、設備区分ごとに記入してください。

【令和5年度追加募集】
福祉施設・医療機関等申請用

(添付様式第1—2号)

現在の電力使用量を記入

<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池
<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 更新
※該当する□に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)	

太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書

1 導入設備の能力について

導入する太陽光発電の発電見込量を記入

太陽光発電設備	40kw	蓄電池容量	10kwh
---------	------	-------	-------

2 導入設備の年間電力消費量（計画）について

(単位：kWh)

	導入前電力消費量 (A)	発電量 (B)	導入後電力消費量 (A) - (B)
4月	12,000	5,000	7,000
5月	12,000	5,000	7,000
6月	12,000	6,000	6,000
7月	15,000	6,500	8,500
8月	15,000	6,500	8,500
9月	15,000	6,000	9,000
10月	12,000	5,500	6,500
11月	12,000	5,000	7,000
12月	12,000	4,500	7,500
1月	15,000	4,500	10,500
2月	15,000	5,000	10,000
3月	15,000	5,000	10,000
合計	162,000	64,500	97,500

※ 導入前電力消費量（A）は、補助対象事業所以外（自宅等）の使用電力は含めず、令和4年4月から令和5年3月までの実績により記入すること。また、令和5年1月から3月までの3ヶ月分の請求書等（写し）を添付すること。

※店舗併用住宅において、電気の系統が事業所と住居で分離されていない場合は、事業所部分の電力消費量を算出するための按分計算表を添付すること。（按分計算の方法も明記すること）

※ 添付する設備の根拠資料（カタログ等）については、数値の記載箇所や性能要件を満たす旨の記述部分にマーカー等をすること。

※発電量のシミュレーションを添付すること。

※別に表計算ソフトを使用して作成し、別表として添付することも可。

※ 新設の建物の場合、導入前電力消費量の記載、請求書等の写しの添付は不要。ただし、電力消費量の見込みを算出し、導入する設備が過大なものではないことを示す根拠資料を添付すること。

導入前電力消費量－発電量＝
導入後電力消費量（発電以外で調達する電力消費量）

(添付様式第2号) 【両面印刷】

誓 約 書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 山梨県の県税の未納がないこと。
- 2 山梨県内において、一年以上継続して事業を営んでいること。
- 3 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- 4 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 5 4の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
- 7 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- 8 過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- 9 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- 10 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- 11 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立て
- 12 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

【令和5年度追加募集】
福祉施設・医療機関等申請用

- 13 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 14 本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うことを承諾します。
- 15 同一の対象設備、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けません。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還をします。
- 16 補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと。
- 17 補助対象設備を設置する建物の所有者が異なる場合、設置場所の賃貸借契約を更新することにより補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用することを確約いたします。また、賃貸借契約を更新しないことにより、補助金の返還が必要となった場合には、省エネ・再エネ設備導入加速化補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、返還に応じます。

申請書の日付と一致

令和5年9月8日 山梨県知事 殿

住 所 甲府市丸の内1-6-1

(ふりがな) やまなしまるまるかい

法 人 名 山梨〇〇会

(ふりがな) りじちょう やまなし たろう

代表者氏名 理事長 山梨 太郎

印

代表者

性 別 (男) ・ 女) 生年月日 (昭和・平成) 55年 5月5日

代表者印を必ず押印

(添付様式第3号)

更新設備（省エネ設備）の比較整理表

省エネ設備について、次のとおり既存設備を更新します。

なお、更新設備は既存設備と同等の能力であり、既存の設備と比較して、電気料等のエネルギーコストが減少することを確認しました。

○既存設備、導入設備の比較

No.	既存設備		更新（導入）設備		備考
	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	
1	①照明器具 ②○×△ ③蛍光灯・□□□・ZXW-987	7	①照明器具 ②○×△ ③LED照明器具 ○○○・ABC-123	7	
2	①照明器具 ②○×△ ③水銀灯 △△△・VUT-654	3	①照明器具 ②○×△ ③LED照明器具 ○○○・EFG-456	3	
3	①高効率空調 ②○×□ ③電気式パッケージエアコン □△・ZYX-765	2	①高効率空調 ②○×□ ③電気式パッケージエアコン □☆□・CDE-789	2	
4	① ② ③		① ② ③		
5	① ② ③		① ② ③		

※ カタログや仕様書、銘板の写真（既存設備の場合）等の根拠資料を参照して記入すること。また、使用した根拠資料の写しを別添すること（メーカー等により明示し、参照箇所がわかるようにすること）。

※ 空調機の室外機/室内機など、1設備で2以上の機器がある場合は、それぞれの機器を記入してください。

(様式第2号)

令和5年11月6日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 事業変更承認申請書

令和5年10月25日付け健長第4567号で交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業の計画を、次のとおり変更したいので承認してください。

1 変更の理由

導入予定設備の在庫がなくなり、交付決定を受けた機器の導入が困難となった。

施工業者の倒産により、交付決定を受けた機器の導入が困難。 など

2 変更の内容等

(1) 事業内容の変更の場合

変更の内容	補助事業に及ぼす影響
電気式パッケージエアコンの機種名・型式を □☆□・CDE-789 から○×△-DEF567 へ変更	・補助金額所要額を1,575,000円から 1,500,000円へ変更

実績報告が令和6年2月10日を超えるような変更、補助金額が増額となる内容は承認できません。

※変更の内容及び理由は詳細に記載し、変更理由が確認できる書類を添付すること。

(2) 補助対象経費の変更及びそれに伴う補助金交付申請額の変更の場合

(単位：円)

	事業費	補助対象経費	補助金額
変更前	3,500,000	2,100,000	1,575,000
変更後	3,400,000	2,000,000	1,500,000

【添付書類】

- ・変更後の事業実施計画書（添付様式1-1号）
- ・変更後の補助対象経費の算定根拠となるもの

総事業費（見積書の総額）を記入

(様式第3号)

令和5年12月8日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 事業中止（廃止）承認申請書

令和5年10月25日付け健長第4567号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業の計画を次のとおり中止（廃止）したいので承認してください。

1 事業中止（廃止）予定年月日
令和5年12月28日

2 事業の中止（廃止）の理由
自己負担分の経費の調達が困難となったため
など。

事業の再開を予定していても、実績報告書提出期限（最長で令和6年2月10日）までに完了しないと、補助対象にはなりません。

3 （中止の場合）事業を再開する時期

※中止（廃止）の理由は詳細に記載し、参考となる資料等がある場合は添付すること。

備考

1. 中止とは、計画の見直し等により、補助事業を一時的に中断することです。
2. 廃止とは、補助事業自体を取りやめることです。

(様式第4号)

令和5年11月6日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内 1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 交付申請取下届出書

令和5年10月25日付け健長第4567号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次の理由により交付申請を取り下げます。

1 交付申請を取り下げる理由

設備導入予定である〇×の家の立て替えが決まり、令和6年2月10日までに事業が完了しないことが確定したため。

など

申請書の日付と一致

【令和5年度追加募集】
福祉施設・医療機関等申請用

(様式第5号)

令和5年9月8日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事前着手届

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次のとおり事業計画の確認前に着手しますので、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき届け出ます。

なお、本件につきまして、交付要綱第7条の交付決定がされず、補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

1 事前着手する事業内容

空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新する。

2 事前着手の理由

事前着手をしないと、令和6年2月10日までに実績報告書を提出できないため。

など。

3 着手予定年月日

令和5年7月10日

令和5年7月6日より前の着手であった場合は、補助対象になりません。

※契約予定日または発注予定日を記入してください。この予定日より前の契約、発注は認められません。

(様式第6号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金実績報告書

令和6年2月5日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

令和5年8月25日付け健長第4567号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績報告します。

なお、本申請書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

1 対象経費及び交付請求額

(1) 補助対象経費 金4,565,000円

(2) 補助金請求額 金3,423,000円

(3) 事業実施期間 令和5年7月10日 ~ 令和6年2月1日

令和5年7月6日より前、
令和6年2月10日より後
が事業実施期間の場合は、
補助対象になりません。

※「事業実施期間」の開始日は実際に着手(契約・発注)した日を、終了日は実際に工事や支払いなど全ての事務が完了した日を記入してください。また、実績報告書が令和6年2月10日までに提出されないと補助金を受け取ることができません。

2 実施した内容

(別紙) 実績報告書のとおり

3 補助金の振込先(申請者名義の口座)

振込先金融機関名 〇〇銀行 支店名 本店営業部

預金種別(当座・普通)

(フリガナ)(シャカイフクシホウジン ヤマナシマルマルカイ)

口座名義 社会福祉法人 山梨〇〇会 口座番号 1234567

(添付様式第6号)

補助事業の実績内訳書

1 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 山梨〇〇会
交付決定年月日、番号	令和5年10月25日付け健長第4567号
事業変更承認年月日、番号	令和 年 月 日付け 第 号
概算払年月日※1	令和 年 月 日

※1 概算払を受けている場合は、概算払を受けた年月日を記入してください。

2 実績額

(単位：円)

区分	補助対象経費の合計額	補助金請求額
省エネ設備	4,565,000	3,423,000
再エネ設備		
合計	4,565,000	3,423,000

3 補助対象事業所の更新・新設の内訳

補助対象事業所名				開設年月		
補助対象事業所の所在地						
省 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)	
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	合計					
補助金の額（千円未満切捨、補助対象経費の2/3または3/4以内、 上限3,000,000円、下限250,000円）※						
再 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)	
	1	自家消費型太陽光発電設備				
	2	定置用蓄電池				
	合計					
	補助金の額（千円未満切捨、補助対象経費の2/3または3/4以内、 上限6,000,000円、下限1,000,000円）※					

交付申請書、請求書
と機器の名称、型番、
台数、金額が一致す
るようにしてください。

※ 補助金の額は、省エネ設備導入・再エネ設備導入の各区分ごとに合計した補助対象経費に、補助率（2/3または3/4）を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。

4 事業の内容

(1) 本事業における具体的な取組内容(300文字程度)

特に影響の大きい電気代を削減するため、空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新した。

など

(2) 本事業によるエネルギーコスト削減効果(300文字程度)

空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新したことにより、現在の電気料金水準が継続した場合、年間45万円の電気代が削減されることが見込まれる。

など

(様式第7号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金概算払請求書

令和5年12月11日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

令和5年10月25日付け健長第4567号で交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額

補助金交付 決定額 ①	申請割合 (80%以内) ②	概算払請求額 ① × ②	備考
3,423,000	80%	2,738,000	

2 概算払請求の理由

預金残高が10,000,000円であるが、このうち8,000,000円は来月のリース料、人件費等に必要な資金であり、省エネ設備導入のための資金が不足するため。

など

3 補助金の振込先 (申請者名義の口座)

振込先金融機関名 〇〇銀行 支店名 本店営業部

預金種別 (当座 普通)

(フリガナ) (シャカイフクシホウジン ヤマナシマルマルカイ)

口座名義 社会福祉法人 山梨〇〇会 口座番号 1234567

(様式第8号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 財産処分承認申請書

令和10年8月21日

山梨県知事 殿

(申請者)
住所
名称
代表者の役職・氏名

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金により取得した財産を処分したいので省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金の額の確定年月日及び通知番号

令和6年2月25日付け健長第4567号

2 処分する財産名等

3 取得価格

4 取得年月日

5 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

6 処分の理由

7 処分予定価格

実績報告、請求書等と
一致した内容であること。

備考 添付書類は別に指示する。